

# 白山市建設工事共同企業体運用要綱

平成17年2月1日

告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、白山市が発注する建設工事の共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の区分)

第2条 共同企業体は、「特定建設工事共同企業体」と「経常建設共同企業体」に区分し、それぞれの性格、結成、出資比率、代表者要件及び資格要件については、次のとおりとする。

(特定建設工事共同企業体の性格)

第3条 特定建設工事共同企業体は、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施行に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施行を確保するため、市が共同施行を必要と認める工事ごとに結成する共同企業体とする。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第4条 共同企業体の結成は、次に掲げる場合を除き自主結成によるものとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 工事竣工期限の関係から早期に発注しなければならない工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が認める工事

2 その資格要件は、それぞれの工事の発注の都度定めるものとする。

3 共同企業体の構成員は、2又は3者とする。

4 共同企業体を結成しようとする者は、市が指定する日までに、建設工事競争入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)の申請をするものとする。

5 共同企業体は、市の競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されるものとする。

(特定建設工事共同企業体の出資比率)

第5条 構成員の出資比率は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

(1) 2構成員の場合 30パーセント

(2) 3構成員の場合 20パーセント

(特定建設工事共同企業体の代表者要件)

第6条 代表者は、次に該当するものとする。

(1) 構成員の中で最も大きな施工能力を有する者であること。

(2) 構成員の中で出資比率が最も大きな者であること。

(特定建設工事共同企業体の資格要件)

第7条 すべての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市の有資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 当該工事に対応する業種について、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の許可を取得後、3年以上の営業年数を有すること。

(3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工した実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(経常建設共同企業体の性格)

第8条 経常建設共同企業体は、中小建設業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の中小企業者をいう。)が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

(経常建設共同企業体の結成)

第9条 共同企業体は、2又は3者における自主結成とし、次のとおりとする。

(1) 1の業者が同一業種において結成できる共同企業体の数は1とする。

(2) 2以上の業種を有する構成員が結成できる共同企業体の数は、2までとし、業種は重複しないものとする。

(3) 共同企業体は、資格審査を白山市に申請し、有資格者名簿に登載されるものとする。

(経常建設共同企業体の出資比率)

第10条 構成員の出資比率は、第5条の規定を準用する。

(代表者要件)

第11条 代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

(経常建設共同企業体の資格要件)

第12条 すべての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 県内に主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であって、白山市の有資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 共同企業体の業種について、建設業法第3条の許可を有しての営業年数が

3年以上あること。

(3) 共同企業体の業種について、原則として、白山市発注工事を元請として施行した実績を有すること。

(4) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存在し、原則として、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。